

WELBOX ベビーシッタークーポン 利用案内

NPO 法人フローレンスは、株式会社イーウェルの福利厚生代行サービス「WELBOX」と提携していますので「WELBOX ベビーシッタークーポン」を、毎月のお支払いに利用いただく事ができます。利用内容・方法は下記のとおりですので、必ずご一読下さい。

なお、所属企業・団体により、お取扱ができない場合がありますので、お勤め先の制度案内等を合わせてご確認ください。

■ご利用頂ける内容：

毎月のお支払いにご利用頂けます。

(入会金・月会費・特約料・保育利用時の保育料・更新料)

※法人契約の方は、個人負担のお支払いにのみ利用できます。

■クーポンの種類：

- ・ WELBOX ベビーシッタークーポンのみ利用可能です。

■ご利用金額について：

- ・ クーポン券の額面（1000 円）を下回る金額にはご利用いただけません。（おつりはできません）

例：月会費のお支払いにご利用の場合

月会費 7,900 円に対してクーポン券は 7,000 円分（1,000 円×7 枚）が利用可能
差額 900 円は、ご登録口座よりお引落しさせていただきます。

■お預かりの上限：

- ・ お預けいただくクーポン券は原則として、お子さん一人につき一回 30,000 円分までですが、連日の保育の利用などで、請求額が 30,000 円以上になると予想される場合は、その限りではありません。

■有効期限について

必ず有効期限をご確認の上、期限内に使いきれの分を算段してお預け下さい。

クーポン券は他社でも利用が可能であり、また保育料については予測が立たないものですので弊法人から有効期限や購入額を指定することは致しません。会員の皆さんの責任に於いて購入下さい。なお、お預かりしたクーポン券が有効期限内に使い切れないと弊法人が判断した場合は、返却させていただきます。

■ご利用の手順：

- ① クーポン券が届いたら、会員番号・会員氏名・会員との続柄・お子様の年齢及びメニューNo.とメニュー名（BS00121／フローレンス）も必ずすべてご記入下さい。
- ② クーポン券を事務局宛てに、持参または郵送いただきます。
※郵送方法は下記の【お預かり方法】を参照下さい。

③お預かりしたクーポン券を、ご請求総額より差引きし、精算させていただきます。

【毎月5日】を過ぎてから到着したクーポン券は、口座振替の手続き上、その月のお支払いにはご利用いただけません。翌月以降のご請求分からのご利用となります。

■クーポン券の預り残高の確認：

クーポン券の預り残につきましては、会員専用WEBサイトの請求履歴の内訳で、ご確認頂けます。

【ご請求金額確認方法】

- ①フローレンスの利用会員専用WEBサイトよりログインください。
- ②『請求履歴』と表示されている項目をクリックすると請求金額が表示されます。
- ③表示された金額欄をクリックすると、お子様名と金額が表示され、お子様名をクリックすると内訳が表示されます。

■お預かり方法：

クーポン券は金券と同様の扱いとなります。保育当日の保育者へのお預けは承りかねます。当法人へ直接持参いただくか、下記送付先に書留など記録の残る形でご郵送下さい。

また、郵送の場合は、member@florence.or.jp まで必ずメールでご一報下さい。

<送付先> 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 1-14-1 KDX 神保町ビル 3F

NPO 法人フローレンス 病児保育事業部クーポン担当

事務処理の手続き上、毎月【5日必着】となっております。

5日を過ぎて到着した分は翌月以降のご請求分からのご利用となりますので、ご注意ください。受取が完了しましたらメールにて受領のご連絡を差し上げますので、必ずご確認ください。

■クーポン利用の中止：

退職や会社の福利厚生の変更などで、クーポン券が利用できなくなった場合は、速やかにご連絡下さい。ご連絡がなく、当法人がクーポン利用分としてWELBOXに請求した金額が、回収できない場合は、会員の皆さんに後日追加にて当該金額分をご負担いただきます。

以上